

趣 旨

✓ 異なる学校種間に異動する編入学などの場合は、カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ないことが想定されるため、最大 7 2 月までの支援を行うこととしているが、その対象となるのは以下のとおり。（なお、②～④については、在学する学校を卒業した場合には対象外とし、学士入学等の場合は対象外。）

- ① 学校教育法で定める編入学をした者（短大 2 年次修了→大学、高専 5 年次修了→大学、専門学校 2 年次修了→大学）
- ② 大学、短大、高専の在學生で専門学校の第 2 学年以上に入学した者
- ③ 同一学校種間の異動である転学をした者
- ④ 同一の学校内で他の学部等に転籍したもの ※単に同様のカリキュラムを繰り返す場合は対象外
- ⑤ 短期大学や高等専門学校の専攻科に入学した者

